# 幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定の内容と独自性

紺谷 遼太郎 横松 友義

The Contents and the Identity of Legal Provisions on Curriculum Management in a Center for Early Childhood Education and Care, Consisting of a Kindergarten and a Nursery School

Ryotaro KONYA, Tomoyoshi YOKOMATSU

2019

岡山大学教師教育開発センター紀要 第9号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education and Development, Okayama University, Vol.9, March 2019

#### 原 著

# 幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定の内容と独自性

紺谷 遼太郎※1 横松 友義※2

2018年度から、わが国の幼保連携型認定こども園では、三つの側面をもつカリキュラム・マネジメントが導入されている。そこで本稿では、幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定の内容を整理したうえで、幼稚園及び保育所におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定の内容と比較することで、その独自性を明らかにした。

キーワード:カリキュラム・マネジメント,幼保連携型認定こども園

- ※1 岡山大学大学院教育学研究科大学院生
- ※2 岡山大学大学院教育学研究科

#### I 本研究の目的

2018年度から、わが国の幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園には、三つの側面をもつカリキュラム・マネジメントが導入されている。その三つの側面は、横松が述べるように「国の教育課程基準の実現と特色のあるカリキュラム創りを可能にする、自園の保育の目標・ねらい・内容の連関性を確保するという側面」、「教育課程のPDCAサイクルを回すという側面」、「教育内容を決定した後、実際の保育を創造していく際に、職員同士、あるいは、職員と保護者や地域の人々等とが協働して、内外の物的資源等を効果的に活用する側面」と捉えることができる(横松、2017、42)。つまり、上記のようなカリキュラム・マネジメントを幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園において実現するためには、どのような法的規定内容を満たさなければならないのかを明らかにする必要があるということである。

先行研究について概観すると、保育所におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定について、横松・渡邊は、各保育所の保育目標は教育基本法及び保育所保育指針と整合性のあるものでなければならないと論じている(横松・渡邊、2009、29-42)。さらに、横松は次のように論じている。保育所では、園の独自性と創意工夫が第一義的に尊重されており、保育所保育指針は、各保育所が保育課程を編成する際に最初に自己規制するためのものではなく、あくまで各保育所の保育の特長を明確にするとともに、課題を明確にして修正を加えていくためのものである(横松、2011、3-4)。幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントの法的規定について、山中・横松は次のように指摘する。幼稚園では教育目標を明確化する段階で、幼稚園教育要領の内容を踏まえつつ、教育基本法と学校教育法第22・23条の内容と整合する必要があり、園が独自の保育内容を加えて行う場合、幼稚園教育要領の示す「幼稚園教育の基本」の内容と整合する必要がある。そして、目標明確化の段階における保育所のカリキュラム・マネジメントとの違いは、保育所では、保育目標が教育

基本法と整合する必要があるが、それをP段階またはA段階で行うかどうかは、各園の判断による(山中・横松、2011、135-144)。ただし、これらの先行研究は、現在の国の基準に基づくものではない。さらに、幼保連携型認定こども園に関しては、カリキュラム・マネジメントの法的規定内容の研究だけでなく、カリキュラム・マネジメントの手順についての先行研究も見出すことができなかった。

そこで、本研究では、幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントの成立・発展を目指して、まずは、それにかかわる法的規定の内容を整理する。 続いて、それらを幼稚園、保育所におけるカリキュラム・マネジメントに関する法 的規定内容と比較することで、その独自性を明らかにする。

## Ⅲ 幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規 定内容

1 幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントの定義

幼保連携型認定こども園の目的は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)第2条第7項で、次のように規定されている。「義務教育及びその後の教育を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行う」。つまり、子どもに対する教育と保育の両側面だけでなく、保護者への子育て支援も目的としているということである。

この規定に基づいて、幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメ ントは、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、「教育・保育要領」とい う)において、次のように規定されている。「『幼児期の終わりまでに育ってほしい 姿』を踏まえ教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作 成すること、その実施状況を評価して改善を図っていくこと、また実施に必要な人 的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教 育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画(以下、「全体的な計 画」という)に基づき組織的かつ計画的に各幼保連携型認定こども園の教育及び保 育活動の質の向上を図っていくこと(下線及び括弧内は筆者ら)」(内閣府・文部科 学省・厚生労働省、2017、8)。つまり、幼保連携型認定こども園においては、教育 及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成し、必要な人的・ 物的な体制を確保しつつ実施し、評価し改善するサイクルの中で、教育及び保育活 動の質の向上を図っていくことを目指すということである。そして,この必要な体 制の中には研修等が含まれているということになろう。なお、下線部の「等」とは、 延長保育、夜間保育、休日保育等の園や地域の実態に応じて追加して行われる教育・ 保育活動を指している(内閣府・文部科学省・厚生労働省,2018,69)。

- 2 全体的な計画の作成段階に関する規定内容
- (1) 教育及び保育目標の明確化に関する規定内容

全体的な計画の作成に当たっては、まず「各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を明確にする」(内閣府・文部科学省・厚生労働省,2017,8) 必要がある。つまり、教育及び保育の内容だけでなく、子育て支援等も、教育及び保育の目標に規定される。

幼保連携型認定こども園における教育の部分は、教育基本法の示すところに従う必要がある(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、7-8)。その教育基本法において「教育の目的」は「人格の完成を目指し」と述べられ、さらに「幼児期の教育」について、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と記されている。つまり、幼児期の教育の目的は、人格の完成へと至ることを目指した生涯にわたる人格形成の基礎を培うことである。ただし、人格完成へと至るための基礎について、その具体的な内容は規定されておらず、各園が規定する必要がある(横松・渡邊、2009、31)。

幼保連携型認定こども園の目標として、認定こども園法第9条では六つの項目を達成するように規定している。1から5は、教育・保育要領の、健康、人間関係、環境、言葉、表現に対応する目標であり、6は養護に関わる目標である。したがって、園の教育及び保育の目標は明確化の段階で、これらの目標内容と整合させる必要がある。

また、各園の教育及び保育の目標は、教育・保育要領の示す育みたい資質・能力の内容と整合性を持たなければならない。なぜなら、カリキュラム・マネジメントは、教育・保育要領の第1章第2の1(1)に「この幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、8)と記されており、教育・保育要領において、各園の教育及び保育の目標は「幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、8)明確にするよう規定されているからである。

#### (2) 教育及び保育の目標に基づく全体的な計画作成に関する規定内容

①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえる必要性

全体的な計画は、先に明確化した各園の教育及び保育の目標を踏まえて作成されていくと共に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、8)へと方向づけられている必要がある。

②明示されたねらいの達成と教育及び保育の基本を踏まえることの必要性

教育・保育要領では、全体的な計画の作成上の基本事項として、「幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする」(内閣府・文部科学省・厚生労働省,2017,8)としている。その中の内容についても、ねらいを達成するために指導する事項として、教育・保育要領に示されている(内閣府・文部科学省・厚生労働省,2017,17-33)。

このねらいと内容について、教育・保育要領では「各視点や領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えて差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園の教育及び保育の

基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、17)と述べられている。この教育及び保育の基本は、次の4点に整理できる。幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(以下、「教育・保育要領解説」という)の言葉を借りると「安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること」「乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」「園児一人一人の特性や発達に応じた指導が行われるようにすること」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、34)である。つまり、各園において全体的な計画に園独自の教育及び保育の内容を加えて作成する際には、教育・保育要領に規定されるこの4点の基本を踏まえる必要がある。なお、これらの教育及び保育の基本は、教育及び保育活動全体に関わることであるため、計画段階に限らず全ての段階において考慮すべきことである。

#### ③全体的な計画のうち教育及び保育の計画に関するその他の規定内容

全体的な計画は、教育及び保育の内容に関する計画として、満3歳以上の園児の教育課程に関わる教育時間の教育活動のための計画、満3歳児以上の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画、満3歳未満の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画の他に、学校安全計画、学校保健計画、食育の計画等を含む(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、69)。

学校安全計画は、認定こども園法第27条において準用することとなっている学校保健安全法第27条の規定に基づき作成される。同法第27条では、学校安全計画の策定について、「児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定している。

また、学校保健計画について、教育・保育要領では、この計画が「全体的な計画に位置付くものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、34)実施されるものであるとしている。この学校保健計画は、認定こども園法第27条において準用することとなっている学校保健安全法第5条の規定に基づき策定されるものである。同法第5条では、「学校においては、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定している。つまり、全体的な計画の一つとして、園における園児や教職員の保健に関する事項の総合的な計画として作成される。

食育の計画は、食育基本法により作成される「食育推進基本計画」を踏まえ作成され(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、328)、全体的な計画に位置付くこととなる。

また,教育・保育要領解説に「等」と記されていたように,教育及び保育の内容に関わる計画として,上記の計画に加えて,状況に応じて新たに計画が作成される場合がある。例えば,特別な配慮を必要とする園児がいる場合,個別の教育及び保

育の支援計画を作成することが考えられる。

④教育及び保育の計画と子育て支援の計画とを統合していく志向性

教育及び保育の内容と子育て支援が、全体的な計画の下で計画されるということは、両者が園の教育及び保育の目標、さらに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という方向性を共有するかたちで行われるということである。この点について、教育・保育要領では「そこで期待されることは、教育及び保育の計画と子育ての支援の計画との双方向的な関連である」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、72)と述べられている。全体的な計画の作成段階で、教育及び保育の計画と子育て支援の計画とを統合していく志向性が求められるということである。

#### 3 全体的な計画の実施段階に関する規定内容

#### (1) 指導計画を作成し実践する過程に関する規定内容

教育・保育要領では、幼児教育に関わる見方・考え方について「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりする」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、4)ことと定義している。その上で、保育教諭等がこのような見方・考え方を生かして、「よりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、4)と規定している。

この見方・考え方を生かして、教育・保育要領解説では「『全体的な計画』の実施に関しては、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本である環境を通して行う教育及び保育に基づいて、園児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法などをあらかじめ定めた指導計画を作成して教育及び保育を行う必要」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、74)があるとしている。

この指導計画は「園児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するように」 (内閣府・文部科学省・厚生労働省,2017,11)作成されるものである。したがって, 指導計画の実施に当たっては、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、保育 教諭等が指導を行っていく必要がある。

さらに、教育・保育要領では「幼保連携型認定こども園において育みたい資質・能力」として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、5-6)が挙げられており、これらの資質・能力が、ねらい及び内容に基づく活動全体によって育まれるよう規定している。つまり、教育及び保育活動において、この資質・能力を育むことを意識する必要がある。

その上、指導計画は常に実践を通して評価を行い、改善が図られなければならない (内閣府・文部科学省・厚生労働省,2017,10)。教育・保育要領解説では、指導計画の改善は「『全体的な計画』との関係に留意し、必要に応じて『全体的な計画』の改善にもつなげていくことが大切である」(内閣府・文部科学省・厚生労働省,2018,94)と記されているように、指導計画の評価・改善の積み重ねが年間指導計画、さらには全体的な計画の評価・改善へとつながる。

なお、保健計画の実践にあたって「基本的な清潔な習慣や健康な食生活が身に付

くよう指導することが必要である」(内閣府・文部科学省・厚生労働省,2018,317) ことや、食育計画を「指導計画に位置付ける」(内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2017,35)ように規定されている。したがって、これらの計画は、実践段階で指導 計画に含まれていく。

#### (2) 個別計画を立てる必要性に関する規定内容

満3歳未満の園児への教育及び保育について、教育・保育要領では、「満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、14)としており、満3歳未満の園児について、一人一人に即した教育及び保育が展開できるよう、個別的な計画を作成する必要がある。

また、障害のある園児への指導について、幼保連携型認定こども園では認定こども園法第26条において学校教育法第81条第1項を準用して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育及び保育を行うこととなっている。このとき、教育・保育要領は、「特別な配慮を必要とする園児への指導」において、個別の教育及び保育の支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用することに努めるよう規定している(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、13)。この点について、教育・保育要領解説では「個別の指導計画は、『全体的な計画』を具体化し、障害のある園児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、122)と記されている。つまり、全体的な計画を踏まえ、個別の指導計画を作成するよう努める必要がある。

#### (3) 子育て支援に関する規定内容

全体的な計画の作成段階で、子育て支援の計画が教育及び保育の計画と双方向的な関連性を持つことが期待されていると述べた。しかし、その全体的な計画に基づく子育て支援の実践に関する教育・保育要領の記述は、第4章第3の「地域における子育て家庭の保護者等に対する支援」に、「地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動できるようにすること」(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、39)と記されているのみである。つまり、子育て支援を教育及び保育の内容とどのように関連性を持たせていくかは、各園の裁量の範囲と言える。

また、子育て支援の評価・改善についても、規定の記述がなく、園の裁量によって行われ、全体的な計画の改善に組み込まれていくものと考えられる。

#### 4 全体的な計画の評価・改善段階に関する規定内容

全体的な計画の評価・改善は、指導計画のように比較的直ちに修正につなげることができるものから、人的・物的条件のように比較的長期の見通しの下に改善を行っていくものもあり、何をどのように評価・改善するかは、基本的には園の実態を踏まえて各園で判断される(内閣府・文部科学省・厚生労働省、2018、78-79)。

# Ⅲ 幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定内容との比較

#### 1 カリキュラム・マネジメントの定義の比較

幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントについて、幼稚園教育要領では「全体的な計画にも留意しながら、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと」(文部科学省、2017、8)と定義されている。ここでの「全体的な計画」とは、「教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう」(文部科学省、2017、9)作成されるものである。つまり、幼稚園におけるカリキュラムとは教育課程を指すのであり、そのマネジメントを中心に幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくことを目指すと捉えることができる。言い換えれば、幼稚園おいては、教育課程を作成し、必要な人的・物的な体制を確保しつつ実施し、評価し改善するサイクルの中で、教育活動全体の質の向上を図っていくことを目指すということである。そして、この必要な体制の中には幼保連携型認定こども園と同様に、研修等が含まれているということになろう。

幼稚園における子育で支援については、学校教育法第24条で「幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする」と述べられており、子育で支援自体は努力義務として規定されている。そして、幼稚園教育要領解説に、子育で支援活動は「教育課程に基づく活動の支障となることのないよう配慮する必要がある」(文部科学省、2018、269)という文言があるように、子育で支援はカリキュラム・マネジメントとは分けて考えられている。

ここで、幼保連携型認定こども園とカリキュラムが指す範囲が異なることが分かる。幼保連携型認定こども園が、全体的な計画、つまり教育及び保育の全体計画と 子育て支援の計画を指すのに対して、幼稚園は教育課程のみを指すのである。

#### 2 カリキュラム・マネジメントの計画段階に関する比較

幼稚園教育要領によれば、教育課程の編成に当たって、まず「各幼稚園の教育目標を明確にする」(文部科学省、2017、8)必要がある。これについては、山中・横松(山中・横松,2011、135-144)による幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントの法的規定に関する考察が参考となる。山中・横松は、各幼稚園の教育目標を明確にする段階で、幼稚園教育要領を踏まえつつ、教育基本法、学校教育法第22・23条の観点からの吟味が必要であることを明らかにしている。さらに、各幼稚園は、カリキュラム・マネジメントにおいて、幼稚園教育要領に示される「幼稚園教育の基本」に示されている内容と整合していれば、幼稚園教育要領に示された内容に加えて独自の内容を設定する自由が与えられていると考察している。ただし、これら

の考察は、旧幼稚園教育要領の内容に基づく考察である。

現在の幼稚園教育要領ではこれらに加えて、求められる資質・能力と、それらが育まれている幼稚園修了時の具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が追記されていることに着目しなければならない。この求められる資質・能力を踏まえつつ、教育目標を明確にすると共に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成していく必要がある(文部科学省、2017、8)。教育課程は、「幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織する」(文部科学省、2017、8)。そして、幼稚園教育要領が示す各領域のねらいと内容は、相互に関連し合っており、総合的に指導されるものであるため(文部科学省、2017、14)、教育課程においてもバランスよく編成されなければならない。

これらの規定を幼保連携型認定こども園と比較すると、カリキュラム・マネジメントのP段階で参照する法規が異なる。幼稚園では、カリキュラム作成時には、教育基本法、学校教育法、幼稚園教育要領の示す内容に基づく。ただし、参照する法規は異なっているが、園の教育目標を規定する教育基本法と、認定こども園法の示す教育面の目標とは同様であり、教育面の目標の内容に相違はない。さらに、教育課程部分の編成については、幼保連携型認定こども園と幼稚園は共通している。しかし、幼保連携型認定こども園では、教育課程以外の教育の内容と養護に関わる内容と子育て支援を、カリキュラム・マネジメントの計画内容に加える必要がある。

#### 3 カリキュラム・マネジメントの実施段階に関する比較

作成された教育課程の実施に当たっては、幼稚園では、幼稚園教育の基本に基づき、幼児期の教育の見方・考え方を生かした幼稚園生活が展開されるよう規定されている(文部科学省、2017、5)。この方向性の下に、幼児の生活する姿を考慮して、それぞれの発達にふさわしい生活が展開されるように、教育課程に基づいた具体的な指導計画を作成され、実施される。この指導計画は「園児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するように」(文部科学省、2017、10)作成されるものである。したがって、指導計画の実施に当たっては、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、保育教諭等が指導を行っていく必要がある。また、平成29年の幼稚園教育要領の改訂では、幼児教育・保育施設における基本的方針の整合性が図られており、どの施設でも共通して幼児教育において育みたい資質・能力を考慮しながら指導が行われる。

加えて、指導計画は、常に実践を通して評価を行い、改善が図られなければならない(文部科学省,2017,10)。幼稚園教育要領解説において、指導計画の改善は「教育課程との関係に留意し、必要に応じて教育課程の改善にもつなげていくことが大切である」(文部科学省,2018,104)と記されているように、指導計画の評価・改善の積み重ねが結果として教育課程の評価・改善へとつながることに留意しておく必要がある。

この,教育課程部分の指導計画における作成・実践・評価・改善の部分については,幼児の年齢対象に違いがあるものの,幼保連携型認定こども園と共通しているといえる。

#### 4 カリキュラム・マネジメントの評価・改善段階に関する比較

教育課程の評価・改善は、指導計画のように比較的直ちに修正につなげることができるものから、人的・物的条件のように比較的長期の見通しの下に改善を行っていくものもある。教育課程の何を、どのように評価・改善していくかについての規定は見当たらないため、基本的に各園の実態を踏まえた判断されることとなると考えられる。

カリキュラム・マネジメントの内容が、幼稚園では教育課程のみを指すに対して、幼保連携型認定こども園では、これに加えて、それ以外の教育の内容と養護に関わる内容と子育て支援も含むため、カリキュラムの評価・改善に関わる内容は異なってくる。しかしながら、幼稚園のカリキュラムの部分、すなわち教育課程の評価・改善の方法に関しては差異がないといえる。

#### IV 保育所におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定内容との比較

#### 1 カリキュラム・マネジメントの定義の比較

保育所におけるカリキュラム・マネジメントについては、保育所保育指針や関連法規において定義されていない。しかしながら、汐見稔幸が「保育所保育指針には『カリキュラム・マネジメント』とか『アクティブラーニング』(『主体的で対話的で深い学び』)という言葉は使われていません。そこにはまだ用語上の法的な制約があるからですが、改定(改訂)の主旨、方向は同じです」(汐見、2018、47)と述べるように、保育所保育指針にもカリキュラム・マネジメントを表す言葉が関連個所に記述されていると考えられる。保育施設全体におけるカリキュラム・マネジメントについて言及した中央教育審議会答申(中央教育審議会、2016、72-73)に基づけば、保育所におけるカリキュラム・マネジメントは、幼稚園の教育課程に対応する計画を作成し、それを実施、評価、改善するとともに、実施のために必要な物的・人的資源の効果的な活用を通じて、保育の質を高めていくことであると捉えることができる。そして、実施のために必要な物的・人的資源の効果的な活用の中には、幼保連携型認定こども園や幼稚園同様に、研修等が含まれることになろう。

このような捉え方に基づいて、保育所におけるカリキュラム・マネジメントに関する文言をみると、保育所保育指針において「保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう」(厚生労働省、2017、10)との記述がある。したがって、保育所におけるカリキュラム・マネジメントは、保育の計画を作成し、実施し、評価し、改善していく営みと捉えることができる。その保育の計画として、保育所保育指針において第一に取り上げられているのが、「全体的な計画」である。保育所保育指針解説に「全体的な計画は、子どもの最善の利益の保証を第一義とする保育所保育の根幹を示すものであり、指導計画やその他の計画の上位に位置付けられる」(厚生労働省、2018、39)と述べられている。つまり、保育所におけるカリキュラム・マネジメントとは、保育所保育の全体像を示すものとしての全体的な計画を作成し、実施、評価、改善していくと共に、実施のために必要な物的・人的資源の効果的な活用を通じて

保育の質を高めていくことと定義できる。

ただし、保育所の全体的な計画は、改定前の保育所保育指針における「保育課程」を言い換えたものであり(厚生労働省、2018、7)、幼保連携型認定こども園のそれとは区別されなければならない。保育所の全体的な計画に含まれるのは、指導計画や保健計画、食育計画の元にある基本計画である(厚生労働省、2017、8)。つまり、幼保連携型認定こども園とは異なり、保育所におけるカリキュラムでは、子育て支援や学校安全計画に対応する内容が含まれないということである。なお、保育所における安全に関わる計画は、カリキュラムには含まれないが存在はしている。

また、保育所保育については、保育所保育指針解説で次のように述べられている。 「保育所保育は、本来的には、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子ども や保護者の状況及び地域の実情等を踏まえて行われるものであり、その内容につい ては、各保育所の独自性や創意工夫が尊重される。その一方で、全ての子どもの最 善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の観点から、各保育所が行 うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みが必要となる。」(厚生労働省,2018,2) 横松が論じるように、保育所保育では、第一に各保育所の独自性と創意工夫が尊重 されるものであり、その特長を明確にするとともに、一定の水準を確保するうえで の課題を明確にして修正を行うための評価手段として、保育所保育指針が位置づけ られている(横松,2011,3)。さらに,山中・横松が述べるように,保育所では各 園の独自性が第一義的に尊重されることを踏まえれば、まずは各園が自由に全体的 な計画のマネジメントを行うことが前提となっていると考えることができる。つま り、各園の全体的な計画は、最初のPDCAサイクルでは、A段階に至るまでは教 育基本法や保育所保育指針に縛られる必要はなく進めることができ、園の保育目標 の教育基本法からの吟味は、P段階か、A段階に各園の判断で行えば良く、保育所 保育指針は、A段階で初めて用いられることとなる(山中・横松,2011,138-139)。

つまり、保育所では全体的な計画を中心としたカリキュラム・マネジメントが行われるが、最初のPDCAサイクルでは、A段階に至るまでは、カリキュラムが法的規定内容と整合性をもつ必要はないということである。

#### 2 カリキュラム・マネジメントの計画段階に関する比較

ここでは、カリキュラム・マネジメントの最初のPDCAサイクルを回した後の P段階に関する規定内容について論じることにする。

保育所保育指針第1章3の「保育の計画及び評価」では、「保育所は1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない」としている。

その全体的な計画が達成を目指す保育の目標として示されているのは、養護の目標及び教育に関する内容の領域としての健康、人間関係、環境、言葉、表現の目標である。つまり、これらの6つの目標内容と各保育所の方針や目標は整合性がなければならない。

また、保育所は幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に幼児教育を担う施設である。したがって、横松・渡邊が指摘するように、各園の保育目標は教育基本法と整合性のあるものでなければならない(横松・渡邊,2009,33)。

さらに、各保育所の方針や目標は、前提として「保育所の役割」を満たしたものでなければならない。つまり、保育所は、児童福祉法第39条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行う児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない(厚生労働省、2017、4)。

以上の条件を満たした各園の方針や目標に基づいて、作成される全体的な計画のねらいと内容は、保育所保育指針の第1章2及び4、第2章に基づく必要がある(厚生労働省、2018、39)。第1章の2では「養護に関する基本的事項」として、養護の理念や養護に関わるねらい及び内容が規定されている。第1章の4では「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、育みたい資質・能力や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が規定されている。さらに、育みたい資質・能力が保育活動全体によって育まれていくよう、第2章「保育の内容」に各視点及び領域のねらい・内容が示されている(厚生労働省、2018、86)。全体的な計画は、これらの規定内容を踏まえて、乳幼児期の発達過程に沿って、それぞれの時期の生活や遊びの中で、子どもは主にどのような体験をしていくのか、またどのような援助が必要となるのかを明らかにすることを目的として構成されなければならない(厚生労働省、2018、39)。

これをまとめると、保育所では、全体的な計画を作成する際に参照する法規が、幼保連携型認定こども園とは異なり、各園の方針が強調され、各園の独自性が重視されていると考えられる。また、子どもの最善の利益が強調されているように、入所する子どもの状況に応じた保育を行っていくという福祉の性格が強く出ている。さらに、安全に関わる計画や子育て支援が全体的な計画の内容に含まれない。しかし、国の基準として示されている保育の目標・ねらい・内容に示されている事柄や、それを踏まえて全体的な計画を編成していく過程については、幼保連携型認定こども園と保育所は共通しているといえる。

#### 3 カリキュラム・マネジメントの実施段階に関する比較

全体的な計画の実施に当たっては、子どもの生活する姿を考慮して、それぞれの 発達にふさわしい生活が展開されるように、指導計画を作成し、実施される。指導 計画は、全体的な計画に基づいて保育を実施する際のより具体的な方向性を示すも のである(厚生労働省、2017、8)。

この指導計画の作成・展開やその留意事項について、保育所保育指針の示す内容は、 平成29年の改訂によって幼稚園教育要領と幼保連携型認定こども園教育・保育要領 との整合性が図られており、幼児教育において育みたい資質・能力を保育活動によっ て一体的に育むことに努めるよう規定されている。また、沙見が述べるように、用 語上の法的な制約があるためアクティブラーニング等の言葉は保育所保育指針に使 われていないが、改訂の主旨・方向は同じである(汐見、2018、47)。つまり、幼児 期の教育の見方・考え方を生かし、主体的・対話的で深い学びを実現できるよう保育者が援助していくことも行われることが求められるといえる。

さらに、指導計画の展開のなかで、「保育士等は、子どもの実態や子どもの取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること」(厚生労働省、2017、9)と規定している。

保健計画については、保育所保育指針第3章1の(2)に「全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと」(厚生労働省、2017、32)と定めている。また、食育計画については、第3章2の(1)に「乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること」(厚生労働省、2017、33)と定めている。

保育所における全体的な計画の実施段階では、安全に関わる内容と子育て支援に関わる内容が含まれない点と、保健計画と食育の計画が、指導計画からより独立したものとして位置づけられている点が、幼保連携型認定こども園と異なる。それ以外は、幼保連携型認定こども園と変わらないといえる。

#### 4 カリキュラム・マネジメントの評価・改善段階に関する比較

全体的な計画の評価に関する規定内容として,保育所保育指針第1章の3 (4)「保育内容等の評価」において「保育士等の自己評価」が示されている。保育士は自己評価によってその専門性の向上や保育実践の改善に努め、さらに、保育士間での学び合いを行うことで保育所全体の保育の内容に関する認識を深め、組織として保育の質の向上を目指さなければならない(厚生労働省、2017、9-10)。

さらに、保育士等による自己評価を踏まえて、保育所の保育の内容等についての自己評価を行う(厚生労働省,2017,10)。その際、保育所に期待されている具体的な役割や機能は、その地域の社会資源や保育のニーズに応じて様々な特色をもっているため、自己評価の観点や項目も各園の実情に応じて設定されることとなる。

全体的な計画の改善に関わる規定については、保育所保育指針の第1章の3(5)「評価を踏まえた計画の改善」において、保育所は評価の結果を踏まえ保育の内容等の改善を図ること、PDCAサイクルによって保育の質の向上を図られるよう、全職員が共通理解を持って取り組むよう留意することが示されている(厚生労働省、2017、10)。

以上のような保育所における全体的な計画の評価・改善に関する規定と、幼保連 携型認定こども園における規定と比較すると、どのように評価し、改善するかの手 順の流れについては、幼保連携型認定こども園と同様であるといえる。

## V 幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規 定内容の整理とその独自性についての考察

本研究では、幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定内容を整理し、その独自性を明らかにするために、幼稚園及び保育所

におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定内容と比較してきた。

幼保連携型認定こども園のカリキュラム・マネジメントを成立させていくためには、まず園の教育及び保育の目標を明確化する必要がある。ここでは、教育基本法の示す教育の目的、認定こども園法の示す教育及び保育の目標、教育・保育要領の示す育てたい資質・能力と整合性を持たなければならない。これによって明確化された目標と、教育・保育要領の示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、全体的な計画が作成される。その中で、ねらい全体の達成が目指されると共に、学校安全計画等も作成される。さらに、教育及び保育の計画と、子育て支援が双方向な関連を持つ必要がある。カリキュラムの実施段階のうち、教育及び保育の指導については、教育・保育要領の示すところに従って行われる。つまり、幼児教育の見方・考え方を生かして指導計画を作成し、主体的・対話的で深い学びが実現していくなかで、育みたい資質・能力を一体的に育むことが求められる。さらに、必要に応じて個別計画を作成する必要がある。また、子育て支援については、全体的な計画に基づいて、各園の裁量の範囲で行われる。カリキュラムの評価・改善段階では、全体的な計画のうち何を改善していくかは、園の裁量のもとで行われることになる。

続いて、幼保連携型認定こども園のカリキュラム・マネジメントの独自性は次の通りである。

まず、幼保連携型認定こども園のカリキュラム・マネジメントでは、全体的な計画の中に、保育所の全体的な計画に含まれる内容に加えて、安全に関わる計画と、園児及び地域の保護者への子育て支援が含まれている。つまり、幼保連携型認定こども園のカリキュラム・マネジメントにおいては、幼稚園より保育及び教育の範囲が広く、保育所とほぼ同範囲の教育及び保育の内容が含まれるが、子育て支援も含まれる。

これを総括すると、幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントは、地域の全ての子どもたちの教育及び保育を行うという志向性をもつと共に、そこでは、地域の全ての保護者への支援と協働が重視されて、教育及び保育と一体的に実施されていくといえる。したがって、各園の教育及び保育活動の質を高めていく際には、外部との連携が幼稚園・保育所以上に重視されていくことになる。幼保連携型認定こども園では、カリキュラム・マネジメントの三つの側面のうち「協働性」の問題が、幼稚園・保育所よりも重視されていくと考えられる。

#### 〈引用文献〉

厚生労働省 (2018) 『保育所保育指針解説〈平成29年告示〉』フレーベル館。 文部科学省 (2016) 「幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」2016年12月21日 (http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\_\_icsFiles/ afieldfile/2017/01/10/1380902\_0.pdf,2018年11月1日最終確認)。

文部科学省(2017)『幼稚園教育要領〈平成29年告示〉』フレーベル館。

文部科学省(2018)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館。

- 内閣府・文部科学省・厚生労働省(2017)『幼保連携型認定こども園教育・保育要領〈平成29年告示〉』フレーベル館。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省(2018)『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 フレーベル館。
- 沙見稔幸(2018)「『保育所保育指針』の解説と改訂のポイント」沙見稔幸・無藤隆 監修『〈平成30年施行〉保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領 解説とポイント』ミネルヴァ書房。
- 山中秀馬・横松友義(2011)「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』第12号。
- 横松友義 (2011) 「保育課程経営研究の提唱」 『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』 第146号。
- 横松友義(2017)「各幼稚園でカリキュラム・マネジメントを成立させるための研究者の協働の構想」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第166号。
- 横松友義・渡邊祐三 (2009)「各保育園におけるこれからの保育課程開発のための園 文化創造アドバイザーの支援に関する考察」『岡山大学大学院教育学研究科研究集 録』第141号。

The Contents and the Identity of Legal Provisions on Curriculum Management in a Center for Early Childhood Education and Care, Consisting of a Kindergarten and a Nursery School

Ryotaro KONYA\*1, Tomoyoshi YOKOMATSU\*2

Keywords: Curriculum Management, a Center for Early Childhood Education and Care, Consisting of a Kindergarten and a Nursery School

- \*1 Graduate School of Education, Okayama University(Master's Course)
- \*2 Graduate School of Education, Okayama University